

# 令和 3年度予算見積調書(補正予算(第9号))

課室名 産業支援課  
担当名 総務・地場産業担当

内線 3764

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B3	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令				宣言項目分野施策			SDGsゴール	SDGsターゲット
1 事業概要	酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金を給付する。  (1) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業 (8,9月分) 430,905千円			5 事業説明 (1) 事業内容 令和3年8及び9月に実施される酒類の提供自粛を伴う飲食店への時短営業要請等の影響を受けた酒類販売事業者等に対して、協力支援金を給付する。  (2) 事業計画 対象：以下のすべてを満たす中小法人等又は個人事業者 ア 埼玉県内に住所・本店がある酒類販売事業者（酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けている者） イ 酒類の提供停止を伴う時短営業要請等にに応じた埼玉県内の飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者又は埼玉県外の緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う時短営業要請等にに応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者 ウ 8又は9月の月間売上が前年又は前々年同月比で30%以上減少している酒類販売事業者 給付額：8又は9月の売上減少額（給付上限額） ・売上減少率50%以上 中小法人等：10万円、個人事業者：5万円 ・売上減少率30%以上50%未満 中小法人等：30万円、個人事業者：15万円 想定申請件数：約1,250件  (3) 事業効果 経営に影響を受けている酒類販売事業者等を支援する。						
2 事業主体及び負担区分	(国10/10、県0) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金									
3 地方財政措置の状況										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×3.0=28,500千円									
補正要求額・審査額	国庫支出金						一般財源	補正後の予算額	当初予算額	現計予算額
決	430,905	430,905					0	1,226,344		795,439
要	430,905	430,905					0	1,226,344	うち一財	うち一財
現	795,439	795,439					0			0

### 【審査の考え方】

酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受け、売上が減少した酒類販売事業者等に対する協力支援金の措置の必要性を認め、要求額を措置した。

# 令和3年度予算見積調書(補正予算 (第9号))

課室名 産業支援課  
担当名 総務・地場産業担当

内線 3764

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B 4	埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業（特別枠）			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令				宣言項目分野施策			SDGsゴール	SDGsターゲット
1 事業概要	<p>まん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛を伴う飲食店の時短営業要請等により甚大な影響を受けた酒類販売事業者等に対して、酒類販売事業者等協力支援金の特別枠として協力支援金を給付する。</p> <p>(1) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（特別枠） (7月追加, 8, 9月分) 243,900千円</p>			<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容 酒類の提供自粛等を伴う飲食店の時短営業要請等の影響が長期化していることを踏まえ、酒類販売事業者等に対する協力支援金の特別枠を増額するとともに、要件を緩和して給付する。</p> <p>(2) 事業計画 対象：以下のすべてを満たす中小法人等又は個人事業者 ア 埼玉県内に住所・本店がある酒類販売事業者（酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けている者） イ 酒類の提供自粛を伴う時短営業要請等に応じた埼玉県内の飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者又は埼玉県外の緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う時短営業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者 ウ 7、8又は9月の月間売上が前年又は前々年同月比で70%以上又は15%以上30%未満減少している酒類販売事業者 給付額：7、8又は9月の売上減少額から当該月の埼玉県酒類販売事業者等協力支援金及び既決の特別枠（7月分）並びに国月次支援金を控除した額 (給付上限額（7月）) ・売上減少率15%以上30%未満 中小法人等：20万円、個人事業者：10万円 ・売上減少率90%以上 中小法人等：20万円、個人事業者：10万円を増額 (給付上限額（8及び9月）) ・売上減少率15%以上30%未満 中小法人等：20万円、個人事業者：10万円 ・売上減少率70%以上 中小法人等：30万円、個人事業者：15万円 ・売上減少率90%以上 売上減少率70%以上の場合に加えて、中小法人等：20万円、個人事業者：10万円を増額 想定申請件数：約520件</p> <p>(3) 事業効果 経営に甚大な影響を受けている酒類販売事業者等を支援する。</p>						
2 事業主体及び負担区分	<p>(国10/10、県0) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>									
3 地方財政措置の状況										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	<p>9,500千円×0.5=4,750千円</p>									
補正要求額・審査額	国庫支出金						一般財源	補正後の予算額	当初予算額	現計予算額
決	243,900	243,900					0	404,158		160,258
									うち一財	うち一財
要	243,900	243,900					0	404,158		
現	160,258	160,258					0			0

### 【審査の考え方】

まん延防止等重点措置等による、酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受け、売上が著しく減少した酒類販売事業者等に対する措置の必要性を認め、要求額を措置した。

# 令和 3年度予算見積調書(補正予算 (第9号))

課室名 産業支援課  
担当名 経営革新支援担当

内線 3903

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B 5	埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業			一般会計	商工費	商工業費	商工振興費	新型コロナウイルス感染症対策協力金支給事業費			
事業期間	令和 3年度～	根拠法令				宣言項目分野施策			SDGsゴール	SDGsターゲット	
1 事業概要	まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等に対し、県として協力支援金を給付する。  (1) 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業 (7～9月分) 5,155,175千円			5 事業説明 (1) 事業内容 令和3年7～9月のまん延防止等重点措置、緊急事態措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人等・個人事業者等に対し、県として協力支援金を給付する。  (2) 事業計画 対象：以下のいずれも満たす中小法人等・個人事業者等 1) 埼玉県内に住所・本店がある事業者 2) 国の月次支援金の給付を受けている事業者 3) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の給付を受けていない事業者 給付額：対象月（令和3年7,8,9月）の前年又は前々年同月比の売上減少額（国月次支援金の給付額を控除） 【給付上限額】中小法人等：15万円 個人事業者等：7万5千円 （いずれも、各月分の上限額はそれぞれの1/3の額） 【給付回数】協力支援金として1事業者につき1回限り給付（7,8,9月分をまとめて給付）  (3) 事業効果 厳しい経営状況に置かれている、外出自粛等の影響を受けた県内事業者を支援する。							
2 事業主体及び負担区分 (国10/10、県0) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金											
3 地方財政措置の状況											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×3.5=33,250千円											
補正要求額・審査額	国庫支出金							一般財源	補正後の予算額	当初予算額	現計予算額
決	5,155,175	5,155,175						0	10,382,351		5,227,176
要	5,155,175	5,155,175						0	10,382,351	うち一財	うち一財
現	5,227,176	5,227,176						0			0

### 【審査の考え方】

まん延防止等重点措置等による、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等に対する協力支援金給付の必要性を認め、要求額を措置した。